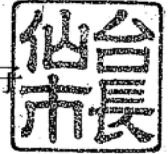


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 30 年 12 月 5 日

仙台市長 郡 和子



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号 世界貿易センタービル 21 階

氏名 CLEAN EARTH 株式会社 代表取締役 カルロス・ガルシア・ガルシア

2 開発事業の名称及び目的

名称 芋沢字松葉沢上太陽光発電事業

目的 太陽光発電設備を設置する為

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市青葉区芋沢字松葉沢上 1 番 1 他

面積 119.4 ha

4 意見の内容

(1) 条例第 16 条第 1 項の規定による開発事業計画書についての市長の意見

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

よって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。

ただし、下記の付帯意見に留意されたい。

(付帯意見)

(1) 景観への配慮

開発事業地周辺の住宅地や主要道路など、開発事業地を望む眺望視点等からの景観シミュレーションを実施し、景観を阻害しない太陽光パネルの適正な配置に配慮すること。

(2) 動植物への配慮

開発事業地内及び周辺区域における鳥類を含めた動植物に対する影響を幅広く捉え、適正に評価し、影響を可能な限り低減するための方策を講じること。

(3) 農業者への配慮

害獣による被害の対策や農業用水の確保について、地元の農業者や水利組合等と調整を行い、その意向を計画に反映させること。

- (4) 土砂災害等の防止
土地の改変に伴う土砂災害の防止に加え、開発事業地からの濁水の流出防止に努め、広瀬川水系の水質保全に配慮すること。
- (5) 維持管理体制の構築
太陽光発電事業の開始から終了後の設備廃棄までを見据えた責任ある維持管理体制を構築すること。
- (6) 環境負荷低減のための新技術の導入
太陽光発電分野の新たな技術を積極的に取り入れ、環境負荷の更なる低減に努めること。
- (7) 里山との共存
開発事業地が有している里山としての価値を損なわないよう、地域住民の意向を計画に反映し、太陽光事業と里山環境の共存を図ること。
- (8) 開発事業地及び周辺交通事情への配慮
開発工事及び事業実施後における周辺区域での工事・関係車両は安全運転に努め、騒音・振動・大気汚染物質の排出軽減に努めること。